

令和7年5月23日
子ども・若者部保育課

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和元年10月の幼児教育・保育無償化以降、区では、認可保育所等の1・2号認定子ども（3歳以上・教育・保育）の給食費（主食費、副食費）について、2号認定子ども（3歳以上・保育）の主食費を除き、各施設において給食費の利用者負担分の費用を受領している。

今般、東京都が予定している第1子に対する支援策の拡充を踏まえ、第1子の保育料等の無償化の実施に合わせて、給食費を無償化するため、本条例の食事の提供に要する費用に関する規定を改正する必要がある。

また、0～2歳児までを預かる特定地域型保育事業に関する「卒後の受け皿」に係る連携施設確保の義務の規定について、本条例に定める経過措置が令和6年度末に終了したことに伴い、令和8年4月入園時に向けて、進級先の無い2歳児クラスの卒園児に保育の調整指数の加点を行う現状の方法を継続するための改正を行う必要がある。

これらを踏まえ、本条例の一部を改正する条例案を令和7年第2回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

- (1) 特定教育・保育施設が、保護者から支払を受けることができない費用として、世田谷区が認定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供（ただし、1号認定子ども（3歳以上・教育）に対する食事の提供に要する費用については、区市町村等の補助等を充当してもなお必要と認められるものを除く。）を加える。
- (2) 区が特定地域型保育事業の卒園児を利用調整するにあたり優先的に取り扱う措置を講じているときは、連携施設の確保を要さないこととすることができる規定を設ける。

3 改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

「2 主な改正内容」の（1）は令和7年9月1日施行、（2）は公布の日から施行

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 令和7年第2回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p>第1条～第12条（略） （利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条（略） 2～3（略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） <u>57,700円（令第4条第2</u></p>	<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p>第1条～第12条（略） （利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条（略） 2～3（略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） <u>235,000円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>エ アからウに掲げるもののほか世田谷区が認定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用のうち区市町村等の補助等を充当してもなお必要と認められるものを除く。)</u></p> <p><u>オ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第14条～第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p>	<p>イ～ウ (略)</p> <p><u>エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第14条～第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p><u>2 区長は、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	
<p><u>3 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区長の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p>	<p><u>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区長の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p>
<p><u>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事</u></p>	<p><u>3 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事</u></p>

改正後	改正前
<p>業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第43条～第56条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和7年6月●日条例第●号)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第42条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第13条第4項第3号の規定は、令和7年9月以後の月分の食事の提供に要する費用(同号に規定する費用をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分の食事の提供に要する費用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第43条～第56条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>